



平成 14 年 7 月 25 日

各 位

住 所 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号  
会 社 名 グローバルメディアオンライン株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 熊谷正寿  
店頭登録銘柄 コード番号 9449  
問い合わせ先 取締役管理本部長 姫路芳宏  
T E L 03 - 5456 - 2555 (代)  
U R L <http://www.gmo.jp>

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

平成 14 年 7 月 24 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び同第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおりストックオプションの目的で新株予約権を無償で発行することの承認を求める議案を平成 14 年 8 月 30 日開催予定の当社臨時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社及び当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社及び当社関連会社の取締役、相談役、監査役、従業員及び顧問並びに当社グループ主要取引先の取締役及び従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社関連会社の取締役、相談役、監査役、従業員及び顧問並びに当社グループ主要取引先の取締役及び従業員（以下「対象者」という。）

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 600,000 株を総株数の上限とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果 1 株未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併または新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い当社が完全親会社となる場合、または、当社が新設分

割もしくは分割を行なう場合、当社は目的たる株式の数の調整を行なうことができる。

(3) 発行する新株予約権の総数

1,200個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は500株とし、(2)に定める調整を行なった場合は、同様に調整する。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

各新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「1株当たり払込金額」という。)に新株予約権1個当たりの目的たる株式数を乗じた金額とする。

1株当たり払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における日本証券業協会の公表する当社普通株式の最終価格(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日(当日に取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、新株予約権発行日の前営業日の終値とする。

なお、新株予約権発行後に、当社が株式の分割又は併合を行なうときは、次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成15年9月1日から平成18年8月31日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社若しくは当社関連会社の取締役、相談役、監査役、従業員若しくは顧問又は当社主要取引先の取締役若しくは従業員であることを要するものとする。

対象者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

その他の条件は、本総会終了後に開催される取締役会決議において定める。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が締結された場合、又は当社が完全子会社となる株式移転若しくは株式交換の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

対象者がその行使の条件を充足しなくなったことにより、新株予約権の全部又は一部につき行使できなくなった場合、当該新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 細目事項

新株予約権に関する細目事項は、取締役会決議により決定する。

以 上